

市住新聞

vol.25

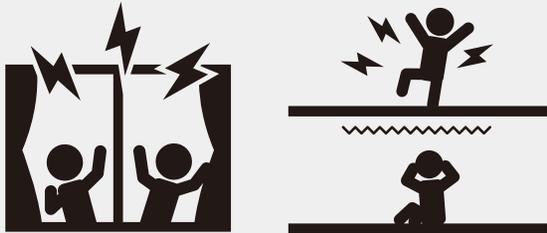
発行者

市営住宅指定管理者
宮崎市営住宅管理センター
[代表]
一般社団法人
宮崎県宅地建物取引業協会
管理収納担当課
住所:宮崎市昭和町86番地2
電話:0985-74-5211

マナーを守って快適団地生活

騒音禁止

市営住宅は、共同の住宅です。日中はなんともない音も夜間・早朝には騒音になります。テレビや洗濯機、掃除機、オーディオ等の機械音やしゃべり声や笑い声、ドアの開け閉め等の音は、自分が思っている以上に騒音になる場合があります。隣近所、お互いの配慮を心がけましょう。



共用部分について

住宅の周囲や通路・廊下・階段の踊り場等は共用部分です。私物を置かないようにしましょう。また、ベランダは専用使用権が認められる共用部分です。ベランダでの喫煙をされると、タバコの煙が室内に入ってくる・洗濯物に臭いが付くとの苦情もあります。周囲への配慮をお願いします。



時間外の緊急連絡は

真に緊急
の場合のみに!!

「テレビが映らない」「共同灯がつかない」などの真に緊急でない場合は翌日8時30分以降の連絡にご協力をお願いします。緊急と判断できない場合は、緊急対応ができませんのでご了承ください。

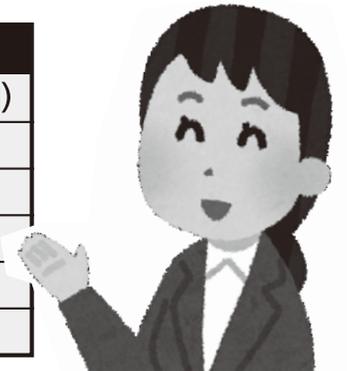
緊急でない場合

↓
翌日8時30分以降に連絡

お手続きの漏れはありますか？

3月・4月は卒業、進学、就職、転職などの生活環境が大きく変わる季節です。新生活に向けてのお手続きの漏れはありますか？

申請の種類	申請の内容(時期)
入居承継承認申請	名義人の死亡・離婚等による名義人の退去(発生日から30日以内)
同居承認申請	新たに同居させようとする場合
長期不在届	15日以上続けて住宅を空ける場合
減免申請	入居者の離職や異動に伴い収入額の減少などが発生した場合
返還届	住宅を退去する場合(退去する5日前までに)
入居世帯異動届	子どもの出生、同居者の転出、同居者の死亡



もう一度確認しよう!

ごみ・資源物の出し方4つのルール

生活にはごみがつきものです。後始末が悪いと、清潔な環境を損なうばかりでなく、トラブルの原因となり、共同生活の円滑さを欠くことにもなります。

ごみ置場は、皆さまがお互いに協力して、いつも清潔にしておきましょう。

① 正しく分別して

② 指定された収集日に

③ 朝8時30分までに

④ 決められた場所に



引き続き

3回対策を!!

マスク着用



手洗い・手指の消毒

3密を避けましょう

